

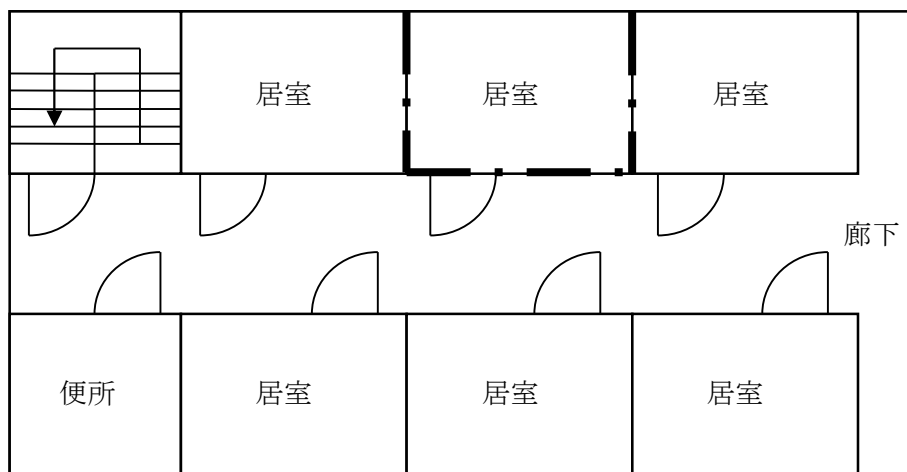
第7 省令第13条区画等の取扱い

1 省令第12条の2区画

省令第12条の2区画とは、政令第12条第1項第1号及び第9号によりスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分を定めた条文のうち、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造」として一定の防火区画を有するものについては、スプリンクラー設備の設置を要しないこととする省令第12条の2の規定による区画(以下「12条の2区画」という。)をいう。

なお、12条の2区画は、政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物の全部又は(16)項イ並びに(16の2)項に掲げる防火対象物の同表(6)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の全部を区画する必要があることから、一の居室が一定の区画を有することのみによって、その部分がスプリンクラー設備の設置を要しないものとはならない。(第7-1図参照)

<12条の2区画として認められない例>



— — — — — : 12条の2区画ライン

※このような区画は認められず、防火対象物全体にスプリンクラー設備が必要

第7-1図

(1) 共通事項（区画の構造等）

ア 地階、無窓階でも適用できること。

イ 区画する壁に乾式壁を使用する場合にあつては、「5 区画に乾式壁を使用する場合の取扱い」によること。

ウ 区画する壁及び床を貫通するダクト等には、区画貫通部にFDを設け、開口部の面積に含めること。

エ 区画する壁及び床を貫通する火気設備の排気筒には、第7-1表によるラッキング処理を施し、開口部の面積に含めること。

オ 区画する壁及び床を貫通する給水管、配電管その他の管の構造等は「6 省令第13条区画等を貫通する配管及び貫通部の取扱い」によること。

カ 基準面積とは、政令第12条第2項第3号の2に規定する床面積をいう。

キ 居室とは、原則として建基法第2条第4号に規定する居室を指すものとするが、使用実態等を勘案し、決定すること。なお、以下の(7)～(11)は居室として判断すること。

- (7) 住居又は病室内に存するトイレ、洗面所及び物入れ等は、一体として一の居室と捉えて差し支えない。
- (8) 浴室や脱衣室等で、多数の入居者等が継続的に使用する場合
- (9) 一の住居又は病室内に複数の居室を含むものについては、4以上の居室を含まない場合は一の居室として捉えて差し支えないこと。なお、一区画内の居室相互に開口部を設ける場合は、防火設備とすることが望ましいこと。
- (10) 食堂や厨房、機能訓練室等
- (11) 室の形態を有する談話スペース等
- (12) 省令第12条の2第1項第1号ロただし書に規定する「居室（もっぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。）」（(4)及び(5)において「入居者等の利用に供する居室」という。）については、居室のうち、職員が使用するための事務室、会議室などを除くものであること。

ク 内装とは、壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）をいう。（次の2～4において同じ。）

ケ 常時閉鎖式とは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものをいう。（次の2～8において同じ。）

コ 煙感知器連動閉鎖式とは、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。）の作動と連動して閉鎖することをいう。（次の2～8において同じ。）

サ くぐり戸とは、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもので、その幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であるものをいう。（次の2～8において同じ。）

第7-1表 ラッキングの施工方法（Rwはロックウールを表す）

排気筒の種類	排気筒の材質	施 工 方 法	
		基準面積1,000㎡未満	基準面積1,000㎡以上
		特定住戸部分	
一重式排気筒	ステンレス板	Rw20 [㏞] + 鋼板0.6 [㏞]	Rw30 [㏞] + 鋼板1.3 [㏞]
		Rw30 [㏞] + 鋼板0.3 [㏞]	Rw40 [㏞] + 鋼板1.0 [㏞]
			Rw50 [㏞] + 鋼板0.7 [㏞]
			Rw60 [㏞] + 鋼板0.4 [㏞]
給排気筒	ステンレス板	Rw20 [㏞] + 鋼板0.4 [㏞]	Rw30 [㏞] + 鋼板1.1 [㏞]
			Rw40 [㏞] + 鋼板0.8 [㏞]
			Rw50 [㏞] + 鋼板0.5 [㏞]

(2) 省令第12条の2第1項第1号に定める区画

ア 適用可能な防火対象物又はその部分

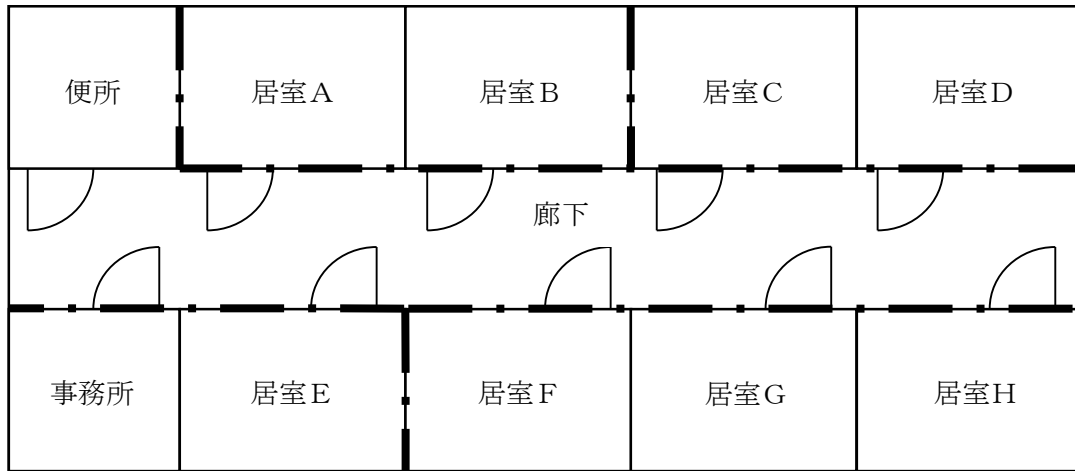
次に掲げる防火対象物又はその部分で、基準面積が1,000㎡未満のもの

- (㉠) 政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物
- (㉡) 政令別表第1(6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物
- (㉢) 政令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として省令第12条の3で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が275㎡以上のものに限る。）
- (㉣) 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分
- (㉤) 政令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物の部分のうち、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 区画部分の構造要件（第7-2、7-3図参照）

- (㉦) 当該防火対象物又はその部分の居室は、準耐火構造の壁及び床で区画されていること。
- (㉧) 内装の仕上げは、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料、その他の部分にあつては難燃材料であること。
- (㉨) 区画する壁及び床の開口部の面積は、1か所4㎡以下で合計8㎡以下であること。
- (㉩) 前(㉨)の開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で次のいずれかによるものが設けられていること。
 - a 常時閉鎖式
 - b 煙感知器連動閉鎖式（居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものは、くぐり戸付きとすること。）
- (㉪) 区画ごとの床面積が、全て100㎡以下であり、かつ、区画ごとに4以上の居室を含まないこと。

<区画の要件①>



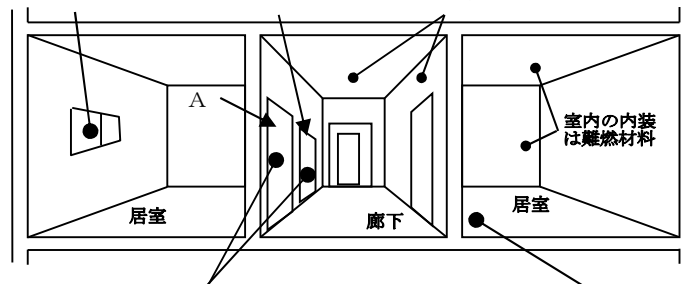
--- : 12条の2区画ライン（準耐火構造）

- 区画1：居室A＋居室B＝100㎡以下、かつ、居室3以下
- 区画2：居室C＋居室D＝100㎡以下、かつ、居室3以下
- 区画3：居室F＋居室G＋居室H＝100㎡以下、かつ、居室3以下
- 区画4：事務所＋居室E＝100㎡以下、かつ、居室3以下
- 区画5：便所＋廊下＝100㎡以下、かつ、居室3以下

第7－2図

<区画の要件②>

屋外の開口部は制限なし B 廊下の内装は、準不燃材料



防火戸（3階以上の階に存する場合は特定防火戸）
常閉式 又は 煙感連動閉鎖式（くぐり戸付き）
（防火シャッターは不可）

開口部の大きさ $A \leq 4 \text{ m}^2$ 、 $B \leq 4 \text{ m}^2$

かつ

$A+B \leq 8 \text{ m}^2$

区画面積 $\leq 100 \text{ m}^2$
かつ
居室数 3以下

第7－3図

(3) 省令第12条の2第1項第2号に定める区画

ア 適用可能な防火対象物又はその部分

前(2). ア. (7)～(4)に掲げる防火対象物又はその部分で、基準面積が1,000㎡以上のもの

イ 区画部分の構造要件（第7-4、7-5図参照）

(7) 当該防火対象物又はその部分の居室は、耐火構造の壁及び床で区画されていること。

(4) 内装の仕上げは、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料、その他の部分にあっては難燃材料であること。

(7) 区画する壁及び床の開口部の面積は、1か所4㎡以下で合計8㎡以下であること。

(4) 前(7)の開口部には、特定防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で次のいずれかによるものが設けられていること。

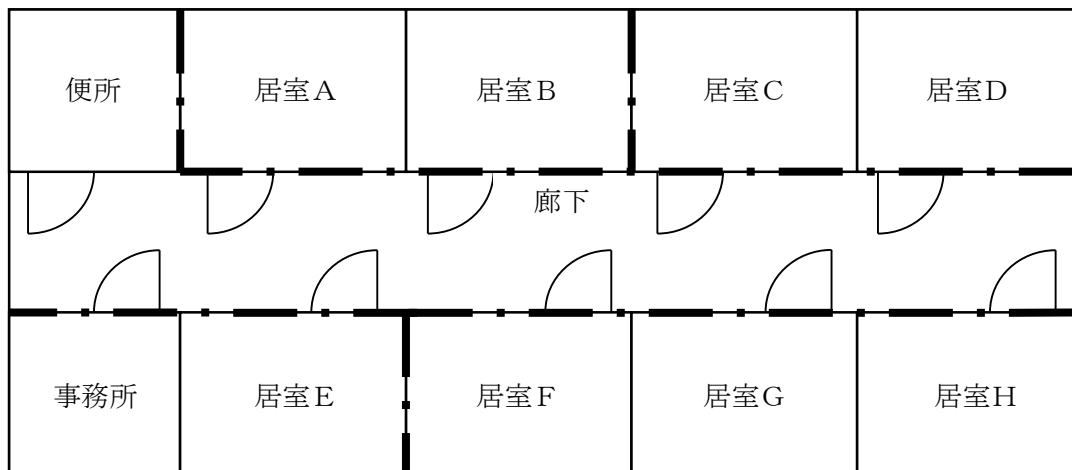
a 常時閉鎖式

b 煙感知器連動閉鎖式（居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものは、くぐり戸付きとすること。）

※ 直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する出入口以外の開口部（窓など）で、一の区画ごとに面積の合計が4㎡以内であるものは、その区画が2方向避難できるものに限り、防火設備（防火シャッター以外）とすることができる。

(4) 区画された部分すべての床の面積が200㎡以下であること。

<区画の要件>



— . — . — . — : 12条の2区画ライン（耐火構造）

区画1：居室A＋居室B＝200㎡以下

区画2：居室C＋居室D＝200㎡以下

区画3：居室F＋居室G＋居室H＝200㎡以下

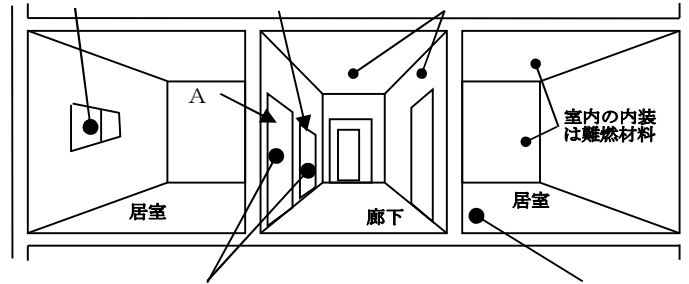
区画4：事務所＋居室E＝200㎡以下

区画5：便所＋廊下＝200㎡以下

第7-4図

<区画例>

屋外の開口部は制限なし B 廊下の内装は、準不燃材料



特定防火戸

常閉式 又は 煙感連動閉鎖式（くぐり戸付き）

（防火シャッターは不可）

開口部の大きさ $A \leq 4 \text{ m}^2$ 、 $B \leq 4 \text{ m}^2$

かつ

$A+B \leq 8 \text{ m}^2$

〔区画面積 $\leq 200 \text{ m}^2$ 〕

第7-5図

(4) 省令第12条の2第2項第1号による区画

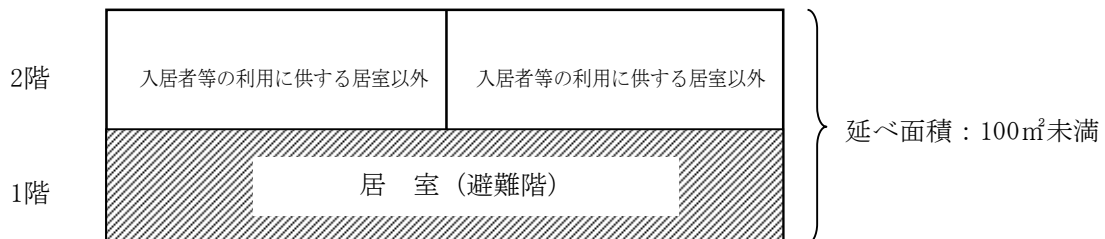
ア 適用可能な防火対象物

政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロに掲げる防火対象物のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するもので、延べ面積が 100 m^2 未満のもの（(2)により区画されたものを除く。）（第7-6図参照）

イ 区画部分の構造要件

内装の仕上げは、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料、その他の部分にあつては難燃材料であること。（第7-7図参照）

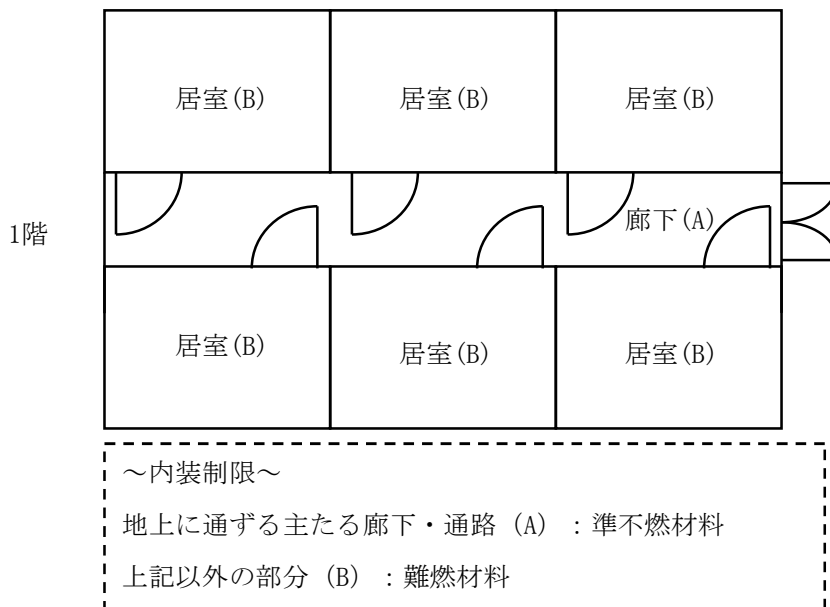
<適用可能な防火対象物の例>



※入居者等の利用に供する居室以外とは、事務室、会議室及び宿直室等その他これらに類する室をいう。

第7-6図

<区画の要件>



第7－7図

(5) 省令第12条の2第2項第2号による区画

ア 適用可能な防火対象物

前(4). アによる。

イ 区画部分の構造要件（第7－8図参照）

居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画（※1）し、出入口に戸（常時閉鎖式に限る。）を設けたもので、次の(㉠)～(㉣)に適合するもののうち、「ウ 入居者等の避難に要する時間等の算定方法等」により、入居者等の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないものであること。

(㉠) 省令第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、自動火災報知設備の感知器は、煙感知器であること。

(㉡) 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部（※2）を設けたものであること。

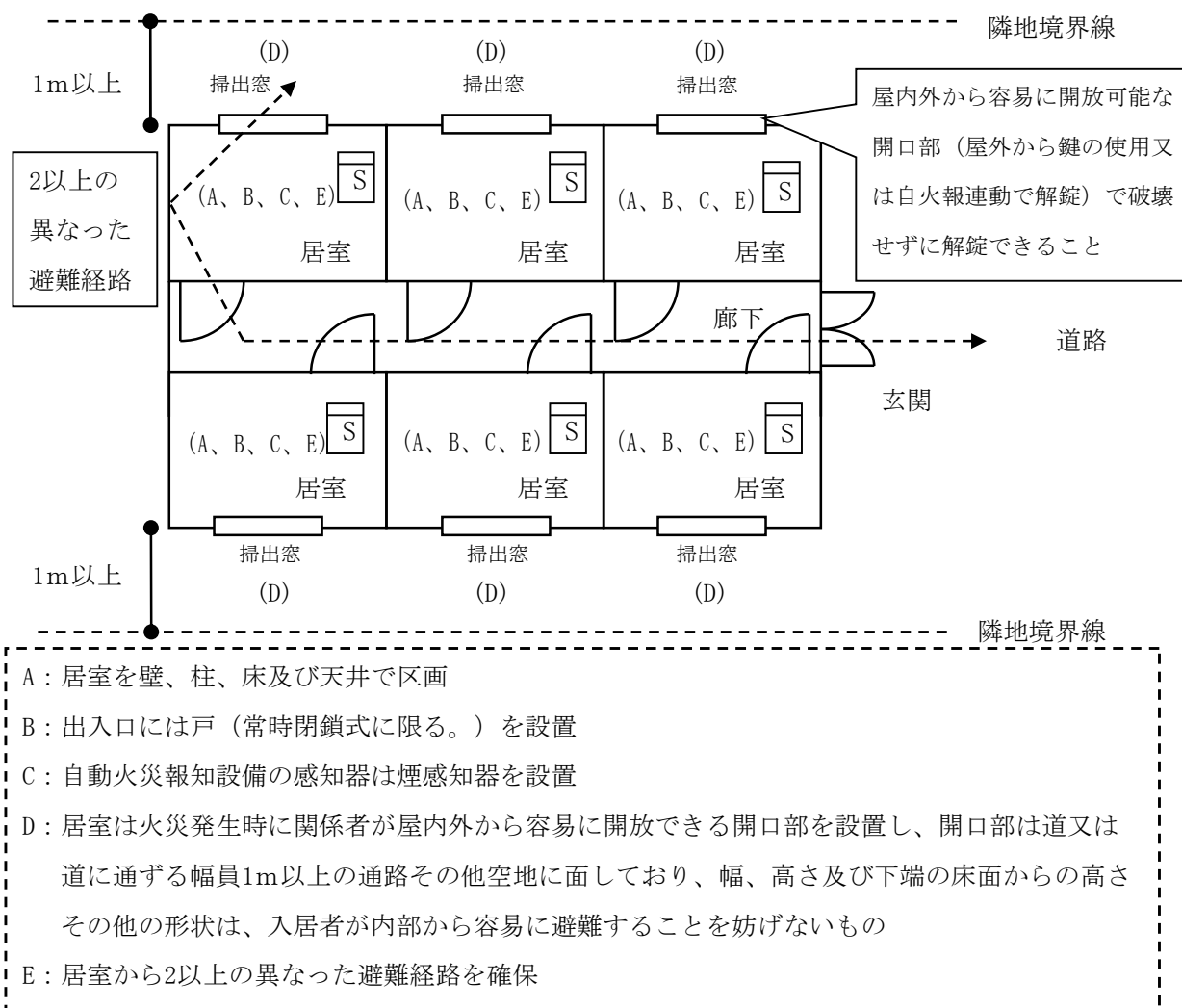
(㉢) 前(㉡)の開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであること。

(㉣) (㉡)の開口部は、その幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないもの（※3）であること。

(㉤) 入居者等の利用に供する居室から2以上の異なった避難経路（※4）を確保していること。なお、2以上の異なった避難経路については、各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年消防庁告示第3号）第3.2を準用すること。

- (※1) ふすま、障子、カーテン又はパーティション等による区画は認められない。
- (※2) 屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用や自動火災報知設備との連動により解錠するもの等で、破壊せずに解錠できるものをいう。
- (※3) いわゆる「掃き出し窓」を想定し、その幅、高さ及び下端の床面からの高さが、当該入居者等の避難に際して器具を使用する場合を勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいう。
- (※4) 防火対象物の廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と(ⅲ)により設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいう。

<区画の要件>



第7-8図

ウ 入居者等の避難に要する時間の算定方法等（「入居者等の避難に要する時間の算定方法を定める件」（平成26年消防庁告示第4号））（第7－9図参照）

(7) 入居者等の避難に要する時間の算定方法

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間を合算した時間とする。なお、施設開設前等で入居者等が未定の場合は、入居者全員を介助用具が必要な入居者等として扱うこと。

a 入居者等が避難を開始するまでに要する時間

施設の延べ面積（単位 m^2 ）の平方根を30で除して得た値（単位 分）

b 入居者等が屋外までの避難を終了するまでに要する時間

次の(a)～(c)に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる時間を合算した時間

(a) 入居者等の存する各居室に介助者が至るのに要する時間

各居室から避難経路上の移動距離を次のい～はに掲げる介助者の移動速度で除して得た時間を合算した時間

い 介助者の移動速度（階段上り） 分速54m

ろ 介助者の移動速度（階段下り） 分速72m

は 介助者の移動速度（階段以外における移動） 分速120m

(b) 介助用具が必要な入居者等がそれぞれ乗り換え等の準備に要する時間

介助用具等が必要な入居者等の数（2に満たない場合は2とする。）に0.5を乗じて得た時間（単位 分）を合算した時間

(c) 入居者等を屋外まで介助して避難させるのに要する時間

各居室から避難経路上の移動距離を介助された入居者等の移動速度（分速30m）で除して得た時間を合算した時間

(8) 火災発生時に確保すべき避難時間の基準

火災発生時に確保すべき避難時間は、次の各号に掲げる条件に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

a 内装の仕上げを難燃材料としたもの 4分

b 次の式に当てはまるもの 4分

$$\text{居室の床面積} \times (\text{床面から天井までの高さ} - 1.8\text{m}) \geq 200\text{m}^3$$

c a 及び前 b のいずれにも該当するもの 5分

d a 又は b のいずれにも該当しないもの 3分

(9) その他必要事項

a 入居者等の利用に供する居室から2以上の異なった避難経路については、各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定するもの。

b 算定上の介助者は1人として、施設内の全入居者等が避難に要する時間を算定するものであり、実際の職員数とは異なるものであっても差し支えない。

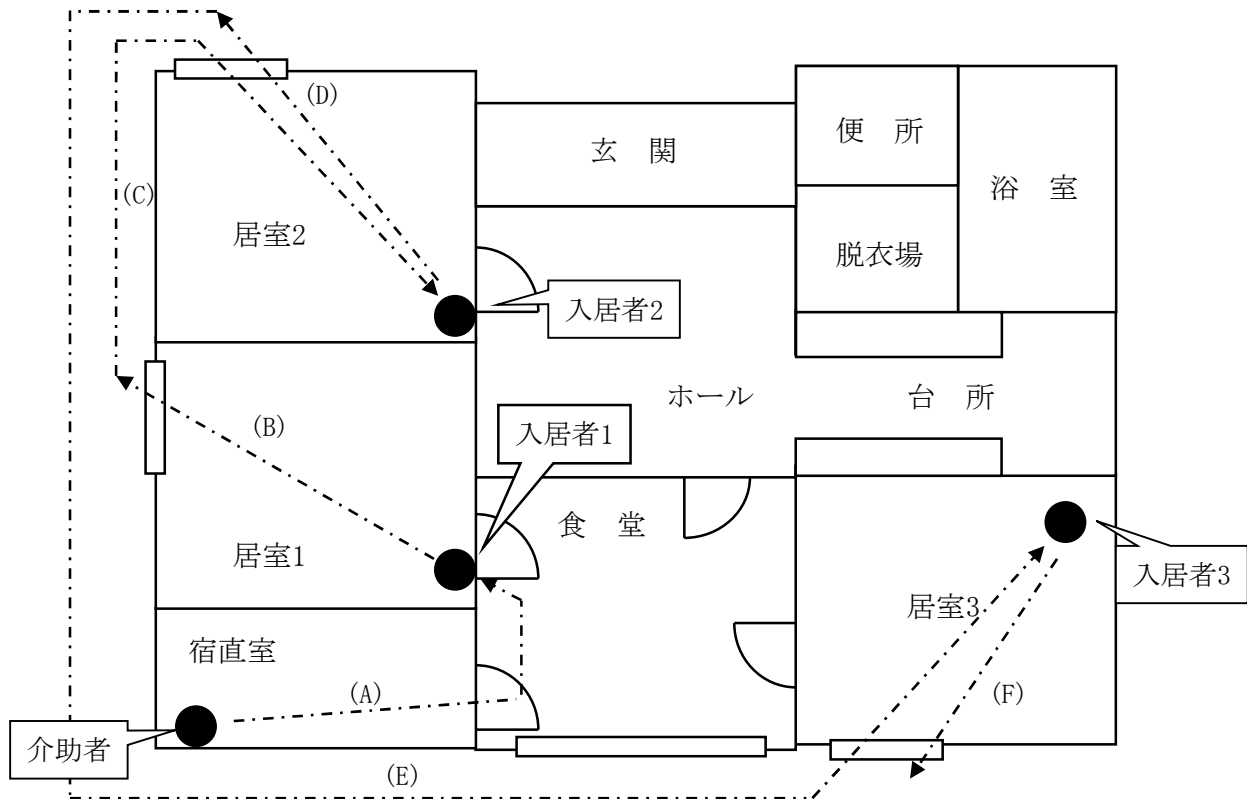
c 介助者の移動距離については、居室内の最遠部分を起点とし、起点からの経路

にあつては最短経路とすること。また、入居者等を屋外まで介助して避難させた後、他の入居者等の居室へ至る経路のうち、屋外を移動する距離についても含むもの。

- d 介助用具とは、車いすその他の避難の際にベッド等から移乗を要する用具をいう。
- e 居室から入居者等を介助して避難する移動距離については、避難経路となる当該居室の出入口又は開口部から最遠の部分の起点とし、起点からの経路にあつては最短経路とすること。
- f (㉞)及び前(㉝)により算定する時間は、設計図書や事業計画等により算出するものであり、実地にて計測することを求めるものではない。

<避難時間算定方法>

- ・平屋建て延べ面積81㎡ ・居室1～3に介助用具等が必要な入居者等が各1名入居 ・介助者は1名



1 避難を開始するまでに要する時間

$$\sqrt{81} \div 30 = 0.3 \text{分}$$

2 入居者等が屋外までの避難を終了するまでの時間

(1) 入居者1

ア 介助者が入居者1に接触するまでの移動距離(A)は6m $6 \div 120 = 0.05 \text{分}$

イ 乗り換え等の準備時間 0.5分

ウ 入居者等を屋外まで介助する距離(B)は5m $5 \div 30 = 0.17 \text{分}$

(2) 入居者2

ア 移動距離(C)は9m $9 \div 120 = 0.08 \text{分}$

イ 乗り換え等の準備時間 0.5分

ウ 移動距離(D)は3m $3 \div 30 = 0.1 \text{分}$

(3) 入居者3

ア 移動距離(E)は21m $21 \div 120 = 0.18 \text{分}$

イ 乗り換え等の準備時間 0.5分

ウ 移動距離(F)は2m $2 \div 30 = 0.07 \text{分}$

3 入居者等の避難に要する時間

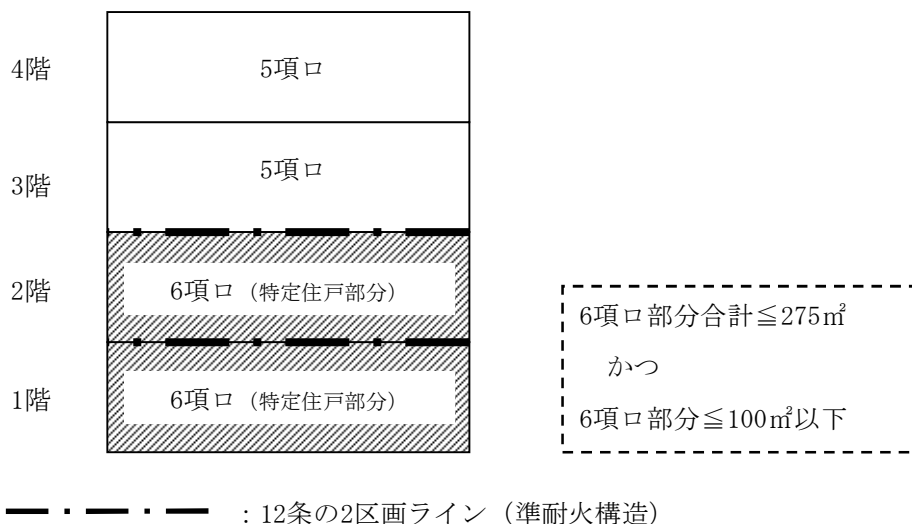
$$0.3 + 0.05 + 0.5 + 0.17 + 0.08 + 0.5 + 0.1 + 0.18 + 0.5 + 0.07 = 2.45 \text{分} \text{ (2分27秒)}$$

(6) 省令第12条の2第3項による区画

ア 適用可能な防火対象物の部分（第7－10図参照）

政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項ロ及び(6)項ロに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。）の部分で同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、延べ面積275㎡未満のもの（以下「特定住戸部分」という。）（(2)により区画されている部分があるものを除く。）

<適用可能な防火対象物の例>

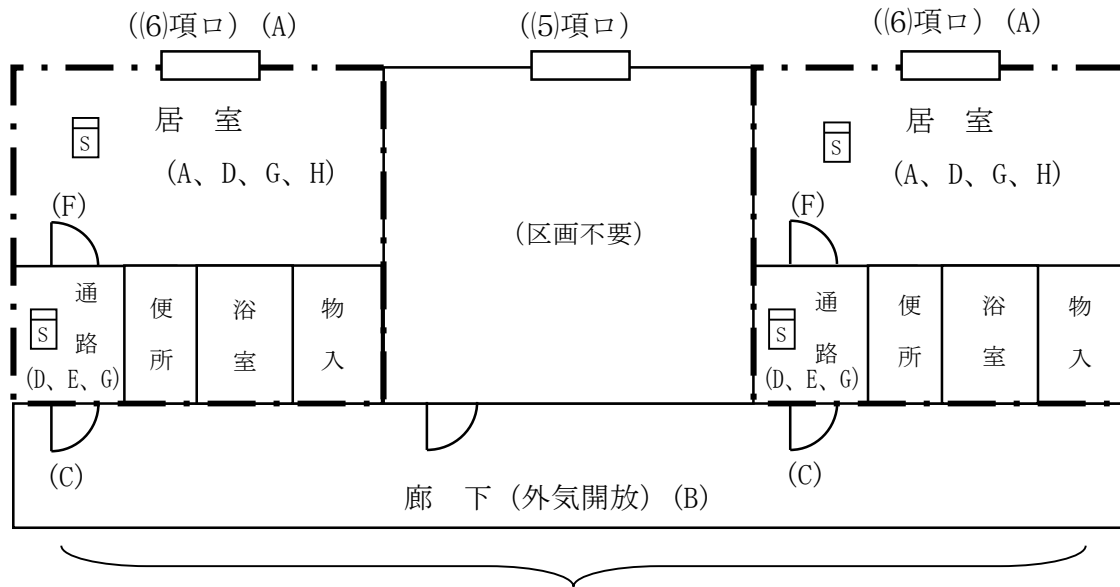


第7－10図

イ 区画部分の構造要件（第7－11図参照）

- (7) 特定住戸部分の各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- (8) 特定住戸部分の各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。
 なお、「直接外気に開放され、かつ、火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下」とは、「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年消防庁告示第3号）第4.2.(4)に定める廊下をいうものである。
- (9) 前(8)の主たる出入口は、(2).イ.(㊦)によること。
- (10) 内装の仕上げは、(8)の廊下に通ずる通路にあっては準不燃材料、その他の部分にあっては難燃材料であること。
- (11) (8)の廊下に通ずる通路を次のa及びbにより設けたものであること。
 - a 居室から(8)の廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないものであること。
 - b 居室の開口部のうち(8)の廊下に通ずる通路に面するものは、常時閉鎖式の戸(不燃材料で造られたものに限る。)を設けたものであること。
- (12) 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- (13) 特定住戸部分の各住戸の床面積が、100㎡以下であること。

<区画の要件>



外気に面する部分の面積>当該階の見付面積1/3 (B)

— . — . — : 12条の2区画ライン (準耐火構造)

- A : 各住戸は準耐火構造の壁、床で区画 (※(5)項口は区画不要)
- B : 廊下は外気開放 (外気に面する部分の面積>当該階の見付面積1/3)
- C : 常時閉鎖式の防火戸
- D : 内装の仕上げは廊下に通ずる通路を準不燃材料、その他の部分を難燃材料
- E : 居室から廊下に通ずる通路が当該居室以外の居室を通過しない
- F : 居室の開口部で廊下に通ずる通路に面するものは常時閉鎖式の戸 (不燃材料) を設置
- G : 居室及び通路に煙感知器を設置
- H : 6項口の用途に供する各住戸面積が100㎡以下

第7-11図

2 省令第13条区画

省令第13条区画とは、政令第12条第1項(第1号及び第9号を除く。)によりスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物及びその部分を定めた条文のうち、「総務省令で定める部分を除く。」又は「総務省令で定める部分」として設置対象からの除外又は設置義務面積に算入しないこととする省令第13条の規定による区画（以下「代替区画」という。）をいう。

(1) 共通事項（区画の構造等）

ア 区画する壁に乾式壁を使用する場合にあっては、「5 区画に乾式壁を使用する場合の取扱い」によること。

イ 区画する壁及び床を貫通するダクト等には、区画貫通部にFD（(4)による代替区画の場合はSFD（煙感知器連動防火ダンパー））を設け、開口部の面積に含めること。

ウ 区画する壁及び床を貫通する火気設備の排気筒には、第7-2表の区分に応じた施工方法によるラッキング処理を施し、開口部の面積に含めること。

エ 区画する壁及び床を貫通する給水管、配電管その他の管の構造等は、「6 省令第13条区画等を貫通する配管及び貫通部の取扱い」によること。

第7-2表 ラッキングの施工方法（Rwはロックウールを表す）

排気筒の種類	排気筒の材質	施 工 方 法	
		A	B
		(2)による代替区画（2階以下）	(2)による代替区画（3階以上） (3)及び(4)による代替区画
一重式排気筒	ステンレス板	Rw20 ^㉓ + 鋼板0.6 ^㉓	Rw30 ^㉓ + 鋼板1.3 ^㉓
		Rw30 ^㉓ + 鋼板0.3 ^㉓	Rw40 ^㉓ + 鋼板1.0 ^㉓
			Rw50 ^㉓ + 鋼板0.7 ^㉓
			Rw60 ^㉓ + 鋼板0.4 ^㉓
給排気筒	ステンレス板	Rw20 ^㉓ + 鋼板0.4 ^㉓	Rw30 ^㉓ + 鋼板1.1 ^㉓
			Rw40 ^㉓ + 鋼板0.8 ^㉓
			Rw50 ^㉓ + 鋼板0.5 ^㉓

(2) 省令第13条第1項第1号に定める代替区画

11階建て以上の政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないもので、10階以下の階のスプリンクラーヘッドが免除される代替区画をいい、次により取り扱うものとする。

ア 代替区画の要件（第7-3表参照）

(7) (6)項ロ及びハについては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。

((3)において同じ。)

(4) 地階、無窓階でも適用できるが10階以下の階であること。 ((3)において同じ。)

(5) (6)項ロ及びハ部分は次によること。

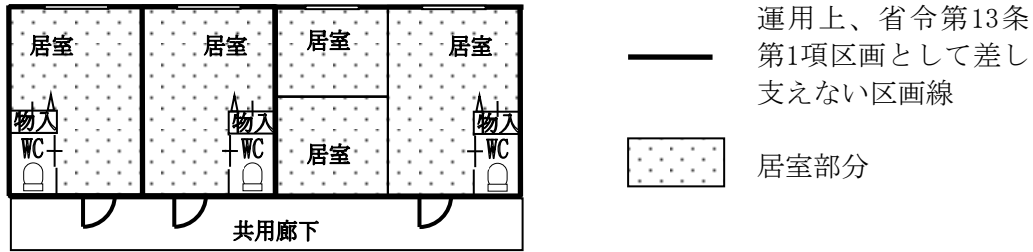
- a 居室は準耐火構造の壁及び床で区画されていること。(3階以上の階に存する場合は耐火構造)
- b 内装の仕上げは、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料、その他の部分にあっては難燃材料であること。
- c 区画する壁及び床の開口部の面積は、1か所4㎡以下で合計8㎡以下であること。
- d 前cの開口部には、防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部は防火シャッターを除く。3階以上の階に存する場合は特定防火戸）で、次のいずれかによるものが設けられていること。
 - (a) 常時閉鎖式
 - (b) 煙感知器連動閉鎖式（居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものは、くぐり戸付きとすること。）
- ※ 直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する出入口以外の開口部（窓など）で、一の代替区画ごとに面積の合計が4㎡以内であるものは、その代替区画が2方向避難できるものに限り、防火設備（防火シャッター以外）とすることができる。
- e 区画ごとの床面積が、全て100㎡以下であること。

第7-3表

	居室部分	廊下・通路部分
内 装	・ 難燃材料	・ 準不燃材料
開口部 制 限	・ 1 か所4㎡以下 ・ 合計8㎡以下 ・ 防火シャッター使用不可 ・ 防火戸(3階以上の階に存する場合、特定防火戸) (常閉式又は煙感連動閉鎖式)	・ 制限なし ・ 防火シャッター使用可 ・ ※
面積制限 及び 区画構造	・ 区画は、居室を準耐火構造(3階以上の階に存する場合、耐火構造) ・ 区画された部分は、それぞれ床面積100㎡以下	・ 制限なし

イ 代替区画の扱い（第7-12図参照）

- (7) 個人の住居スペース内のトイレ、洗面所及び物入れ等は、一体として一の居室と捉えて差し支えないこと。
- (4) 一の住居スペースに複数の居室を含むものであっても、共同住宅などでいうところの住戸を一の居室として捉えて差し支えないこと。



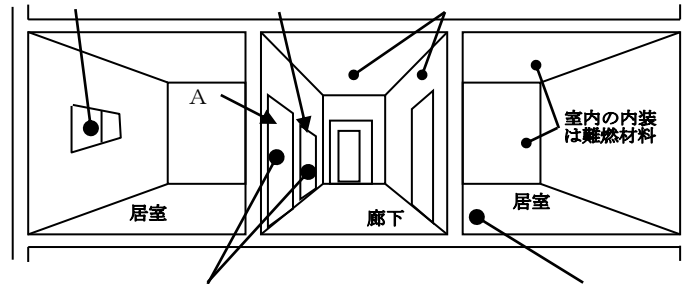
第7-12図

ウ 代替区画例

第7-13図参照

<区画例>

屋外の開口部は制限なし B 廊下の内装は、準不燃材料



防火戸 (3階以上の階に存する場合は特定防火戸)

常時閉鎖式 又は 煙感連動閉鎖式 (くぐり戸付き)

(防火シャッターは不可)

開口部の大きさ $A \leq 4 \text{ m}^2$ 、 $B \leq 4 \text{ m}^2$

かつ

$A+B \leq 8 \text{ m}^2$

〔区画面積 $\leq 100 \text{ m}^2$ 〕

第7-13図

12	(5)項口		代替区画部分
11	(5)項口		
10	(5)項口		
9	(6)項口		代替区画なし、かつ、スプリンクラー未設置部分
8	(6)項口		
7	(5)項口		スプリンクラー設置部分
6	(5)項口		
5	(5)項口		
4	(5)項口		
3	(6)項口又はハ		
2	(6)項口又はハ		
1	(6)項口又はハ		
B1	(6)項口又はハ		

※ 代替区画部分は、(6)項口及びハの全ての居室を区画

(3) 省令第13条第1項第1号の2に定める代替区画

11 階建て以上の政令別表第1(5)項口の用途に供される部分が存する同表16項イの防火対象物のうち、同表(5)項イ並びに(6)項口及びハ（前(2).ア. (7)参照）の用途に供される部分（以下「住戸利用施設」という。）が存するもので、一定の区画を設けた場合に特定階を除く10 階以下の階のスプリンクラーヘッドが免除される代替区画をいい、次により取り扱うものとする。

※ 特定階とは、次の階に該当するものをいう。

- ・住戸利用施設の床面積の合計が3,000 m²以上となる防火対象物で、住戸利用施設が存する階
- ・住戸利用施設が1,000 m²以上存する地階・無窓階
- ・住戸利用施設が1,500 m²以上存する4階以上10 階以下の階

ア 代替区画の要件（第7－4表参照）

- (7) 居室（(5)項口の用途に供される部分を含む。）は、耐火構造の壁及び床で区画されていること。
- (4) 内装の仕上げは、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。
- (9) 区画する壁及び床の開口部の面積は、1か所4m²以下で合計8m²以下であること。
- (5) 前(9)の開口部には、特定防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で次のいずれかによるものが設けられていること。
- a 常時閉鎖式
 - b 煙感知器連動閉鎖式（居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものは、くぐり戸付きとすること。）

※ 直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する出入口以外の開口部（窓など）で、一の代替区画ごとに面積の合計が4m²以内であるものは、その代替区画が2方向避難できるものに限り、防火設備（防火シャッター以外）とすることができる。

- (4) 住戸利用施設の各独立部分の床面積が、いずれも100m²以下であること。

第7－4表

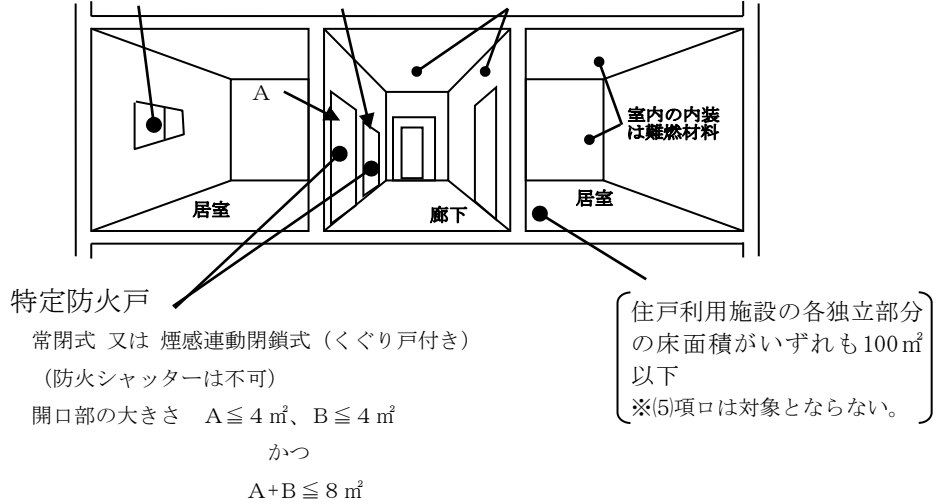
	居室部分	廊下・通路部分
内 装	・ 難燃材料	・ 準不燃材料
開口部 制 限	・ 1 か所4m ² 以下 ・ 合計8m ² 以下 ・ 防火シャッター使用不可 ・ 特定防火戸(常閉式又は煙感連動閉鎖式)	・ 制限なし ・ 防火シャッター使用可
面積制限 及び 区画構造	・ 区画は、居室を耐火構造 ・ 住戸利用施設の各独立部分の床面積がいずれも100m ² 以下	・ 制限なし

イ 代替区画例

第7-14図参照

<区画例>

屋外の開口部は制限なし B 廊下の内装は、準不燃材料



第7-14図

12	(5)項口	代替区画部分	スプリンクラー設置部分
11	(5)項口		
10	(5)項口		
9	(5)項口	住戸利用施設	
8	(5)項口	住戸利用施設	
7	(5)項口	住戸利用施設	
6	住戸利用施設	住戸利用施設	
5	(5)項口		
4	(5)項口		
3	(5)項口		
2	住戸利用施設	住戸利用施設	
GL	1	(5)項口	
	B1	(5)項口	

※ 代替区画部分は、(5)項口部分を含む、全ての居室を区画

(4) 省令第13条第2項に定める代替区画

スプリンクラー設備の設置の要否にあたっての面積算定から除外される区画、及び設置対象から除外する区画部分をいい、次により取り扱うものとする。

ア 代替区画の要件（第7-5表参照）

(7) 共通事項

- a 主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。
- b 防火対象物には政令別表第1(2)項、(4)項、(5)項口の部分がないこと。
- c 地階、無窓階以外の部分であること。
- d 耐火構造の壁及び床で区画されていること。

(4) 廊下以外の部分は次によること。

- a 内装の仕上げは、難燃材料であること。

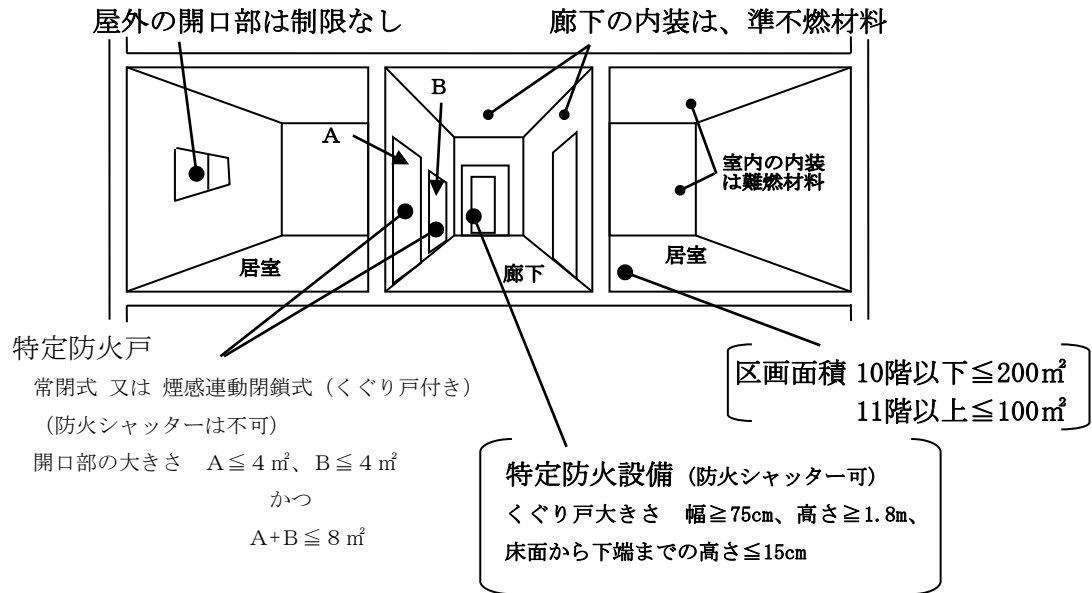
- b 区画する壁及び床の開口部の面積は、1か所4㎡以下で合計8㎡以下であること。
- c 前bの開口部は、特定防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部は防火シャッターを除く。）で、次のいずれかによるものが設けられていること。
- (a) 常時閉鎖式
- (b) 煙感知器連動閉鎖式（居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものは、くぐり戸付きとすること。）
- ※ 直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する出入口以外の開口部（窓など）で、一の代替区画ごとに面積の合計が4㎡以内であるものは、その代替区画が2方向避難できるものに限り、防火設備（防火シャッター以外）とすることができる。
- d 区画ごとの床面積が、10階以下の階は200㎡以下、11階以上の階は100㎡以下であること。
- (㌺) 廊下部分は次によること。
- a 内装の仕上げは、準不燃材料であること。
- b 区画する開口部には、特定防火戸で、次のいずれかによるものが設けられていること。
- (a) 常時閉鎖式
- (b) 煙感知器連動閉鎖式（居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものは、くぐり戸付きとすること。）
- ※ 廊下と階段を区画する開口部には、防火シャッターを使用することができる。
- ※ 直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する出入口以外の開口部（窓など）で、一の代替区画ごとに面積の合計が4㎡以内であるものは、その代替区画が2方向避難できるものに限り、防火設備（防火シャッター以外）とすることができる。

第7-5表

	廊下以外の部分	廊下部分
内 装	・ 難燃材料	準不燃材料
開口部制限	・ 1 か所4㎡以下 ・ 合計8㎡以下 ・ 防火シャッター使用不可	・ 制限なし ・ 防火シャッター使用可
	・ 特定防火戸(常閉式又は煙感連動閉鎖式)	
面積制限	・ 10階以下の階は 200㎡以下 ・ 11階以上の階は 100㎡以下	・ 制限なし

イ 代替区画例

第7-15図参照



第7-15図

ウ 政令第12条第1項第3号、第4号及び第10号から第12号までにおける代替区画の扱い

(7) 政令第12条第1項第3号における代替区画の扱い

[条文]

別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの（総務省令で定める部分を除く。）

12			代替区画部分
11			
10			スプリンクラー設置部分
9			
8			代替区画不可部分かつスプリンクラー設置部分
7			
6			
5			
4	無窓階		※ 代替区画した階（地階及び無窓階以外）、部分は設置免除、その他の階、部分は設置となる。
3	無窓階		
2	無窓階		
1			※ 防火対象物に(2)項及び(4)項が含まれている場合は代替区画は適用できない。
GL			
B1			

(4) 政令第12条第1項第4号における代替区画の扱い

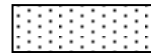
[条文]

別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物（前号に掲げるものを除く。）のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(4)項に掲げる防火対象物及び同表(6)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあっては3,000 m^2 以上、その他の防火対象物にあっては6,000 m^2 以上のもの

a 設置対象外となる場合

(例) 病院 延べ4,000㎡ (延べ3,000㎡で義務設置)

7	500㎡
6	500㎡
5	300㎡
4	500㎡
3	500㎡
2	500㎡
1	500㎡
B1	500㎡



代替区画部分

※ 代替区画面積が1,200㎡であり代替区画を除く面積が2,800㎡である。設置基準面積の3,000㎡未満であることから設置対象外となる。

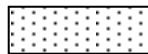
注

- ・ (2)項及び(4)項の対象物は、面積不算入となる区画はできないことから、延べ面積により設置の要否を判断する。

b 設置対象となる場合

(例) 病院 延べ面積4,000㎡ (延べ3,000㎡で義務設置)

7	500㎡
6	500㎡ (無窓階)
5	500㎡ (無窓階)
4	500㎡ (無窓階)
3	500㎡ (無窓階)
2	500㎡ (無窓階)
1	500㎡ (無窓階)
B1	500㎡



代替区画部分



代替区画不可部分かつス
プリンクラー設置部分

※ 代替区画面積が500㎡であり代替区画を除く面積が、3,500㎡であるので地下1階から地上6階までは設置対象となる。

※ 代替区画部分は省令第13条第3項第11号により設置対象外となる。

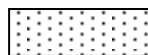
(9) 政令第12条第1項第10号における代替区画の扱い

[条文]

別表第1(6)項イに掲げる防火対象物（第3号に掲げるものを除く。）で、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（総務省令で定める部分を除く。）の床面積の合計が3,000㎡以上のものの階のうち、当該部分が存する階

a 設置対象外となる場合

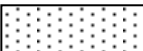
7	(5)項イ	500㎡
6	(5)項イ	500㎡
5	(15)項	500㎡
4	(15)項	500㎡
3	(3)項ロ	500㎡
2	(3)項ロ	500㎡
1	(3)項ロ	500㎡
B1	(3)項ロ	500㎡



代替区画部分

※ (3)項ロ及び(5)項イの面積の合計が3,000㎡以上であるが、(5)項イの部分500㎡を代替区画したことにより、代替区画を除く(3)項ロ及び(5)項イの面積の合計が2,500㎡であり、設置基準面積の3,000㎡未満であることから設置対象外となる。

b 設置対象となる場合

8	(5)項イ	500㎡		代替区画部分
7	(5)項イ	500㎡		
6	(5)項イ	500㎡		スプリンクラー設置階
5	(15)項	500㎡		
4	(3)項ロ	500㎡		
3	(3)項ロ	100㎡		
	(15)項	400㎡		
2	(3)項ロ	500㎡		
1	(3)項ロ	500㎡		
B1	(3)項ロ	500㎡		

※ (5)項イ500㎡を代替区画したが代替区画を除く(3)項ロ及び(5)項イの面積の合計が、3,100㎡であることから、これらの用途の存する地下1階から4階及び6、7階は設置対象となる。

(d) 政令第12条第1項第11号における代替区画の扱い

[条文]

前各号に掲げる防火対象物又はその部分以外の別表第1に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は4階以上10階以下の階（総務省令で定める部分を除く。）で、次に掲げるもの。

- ・ 別表第一(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の階で、その床面積が、地階又は無窓階にあっては1,000㎡以上、4階以上10階以下の階にあっては1,500㎡以上のもの
- ・ 別表第一(2)項及び(4)項に掲げる防火対象物の階で、その床面積が1,000㎡以上のもの
- ・ 別表第一(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあっては1,000㎡以上、4階以上10階以下の階にあっては1,500㎡（同表(2)項又は(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階にあっては1,000㎡）以上のもの

a (1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの対象物の場合

(a) 設置対象外となる場合

(例) (5)項イ 延べ6,000㎡

4	1,500㎡	代替区画部分
3	1,500㎡	
2	1,500㎡	※ 1,500㎡以上の4階を代替区画したことにより設置対象外となる。
1	1,500㎡	

(b) 設置対象となる場合

(例) (5)項イ 延べ7,000㎡

4	1,500㎡	代替区画部分
3	1,500㎡ (無窓階)	
2	1,500㎡	代替区画不可部分かつスプリンクラー設置階
1	1,500㎡	
B1	1,000㎡	※ 1,500㎡以上の4階を代替区画したが地階、無窓階が各1,000㎡以上あるので、地下1階と3階が設置対象となる。

注

(a)、(b)いずれも設置対象となる1,500㎡以上の4階を代替区画したことにより4階が設置対象外になるとともに、政令第12条第1項第4号に定める(5)項イ6,000㎡以上に係る代替区画も兼ねることとなり延べ面積に対する設置義務も対象外となったが、(b)の地階、無窓階の1,000㎡以上に対しては設置対象外とならない。

- b (2)項、(4)項の対象物の場合
(例) (2)項ロ(パチンコ店)

4	1,000㎡	 スプリンクラー設置階
3	1,000㎡	
2	1,000㎡ (無窓階)	
1	1,000㎡	
B1	1,000㎡	

注

(4)項についても代替区画は適用とならないので、(4)項の場合は、延べ面積3,000㎡以上で、防火対象物全体に設置が必要となる。

- c (16)項イの対象物の場合

	(5)項イ	 代替区画部分  スプリンクラー設置階
4	1,000㎡	
3	(5)項ロ 1,500㎡	
2	(7)項 1,500㎡	
1	(15)項 1,500㎡	

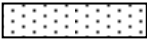
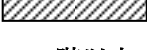
注

(16)項イの場合、この基準によるほか、政令第12条第1項第10号により(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途に供される部分の床面積の合計が3,000㎡以上で設置対象となる。(前(イ).a及びb参照)

- (4) 政令第12条第1項第12号における代替区画の扱い

[条文]

前各号に掲げる防火対象物又はその部分以外の別表第1に掲げる防火対象物の11階以上の階(総務省令で定める部分を除く。)

13	 代替区画部分  スプリンクラー設置部分
12	
11	
10	
9	

注

(5)項ロは、代替区画の適用とならないので、11階以上の階の設置は免れない。

- (5) 省令第13条第3項第11号に定める代替区画

政令第12条第2項第1号の総務省令で定める部分の規定からスプリンクラーヘッドの設置が免除されている代替区画部分

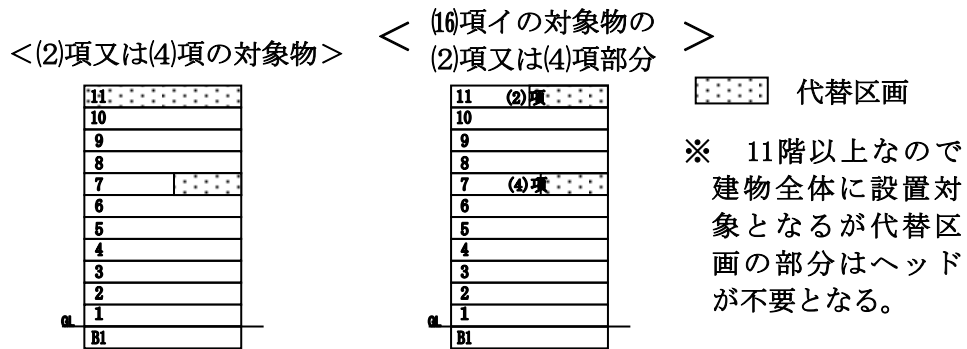
ア 代替区画の要件

前(4).アの代替区画の要件を準用すること。なお、前(4).ア.(イ).bについては、政令別表第1(2)項、(4)項も適用できるので留意すること。

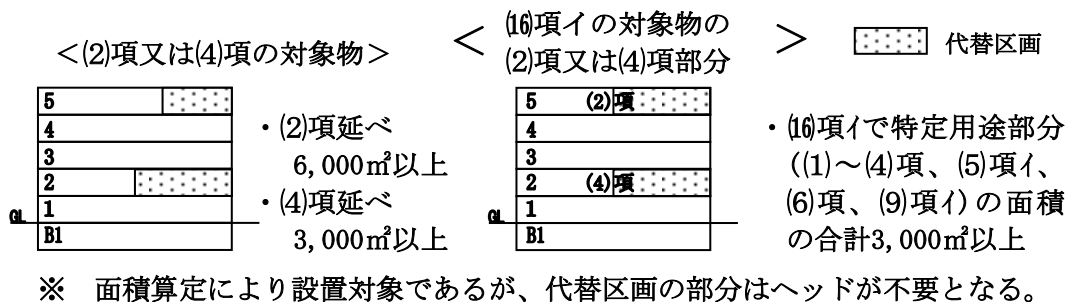
また、11階建て以上の(16)項イの防火対象物のうち、10階以下の階で(1)項から(6)項まで、又は(9)項イの用途が存しない場合には、前(4).ア.(イ).eの区画ごとの床面積は、200㎡とあるものは400㎡と読替えるものとする。

イ 政令第12条第2項第1号における代替区画の扱い

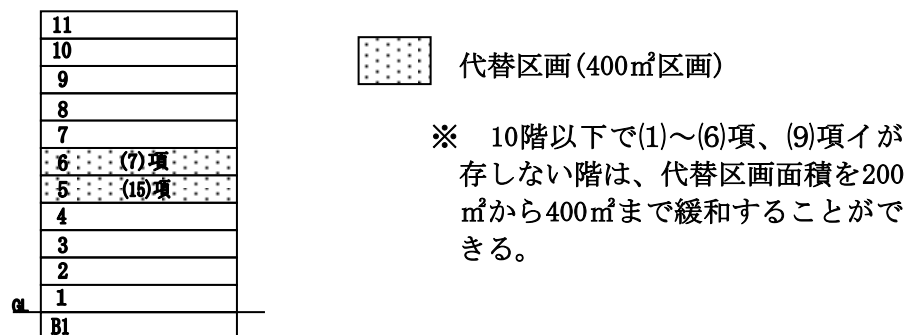
(7) 階数による規制の場合



(4) 面積による規制の場合



(7) (16)項イの11階以上の場合



(6) 省令第13条第3項第12号に定める代替区画

主要構造部を耐火構造とした政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(地階を除く階数が11以上のものを除く。)の階(地階及び無窓階を除く。)で、面積の制限及び内装制限がない代替区画をいい、次により取り扱うものとする。

ア 代替区画の要件

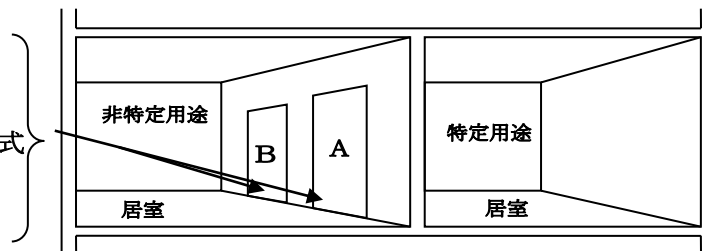
- (7) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。
- (4) 政令別表第1(16)項イで10階建て以下であり、地階、無窓階以外の階であること。
- (7) 政令別表第1(1)項から(6)項まで及び(9)項イの部分と、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までの部分が、耐火構造の壁及び床で区画されていること。

- (イ) 区画する壁及び床の開口部の面積は、1か所 4m^2 以下で合計 8m^2 以下でること。
- (ロ) 前(イ)の開口部には、特定防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部は防火シャッターを除く。）で、次のいずれかによるものが設けられていること。
- 常時閉鎖式
 - 煙感知器連動閉鎖式（居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものは、くぐり戸付きとすること。）
- ※ 直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する出入口以外の開口部（窓など）で、一の代替区画ごとに面積の合計が 4m^2 以内であるものは、その代替区画が2方向避難できるものに限り、防火設備（防火シャッター以外）とすることができる。

イ 代替区画例

第7-16図参照

- ・ 特定防火戸
- ・ $A \leq 4\text{m}^2$ $B \leq 4\text{m}^2$
- ・ 常閉式又は煙感連動閉鎖式（防火シャッターは不可）



第7-16図

ウ 政令第12条第2項第1号における代替区画の扱い

政令別表第1(16)項イで10階建て以下の防火対象物

（特定用途部分が $3,000\text{m}^2$ 以上である複合用途対象物で特定用途が存する階全部が設置対象となる場合）

〈(16)項イの対象物〉



代替区画
スプリンクラー設置部分

※ 特定用途が存する階で特定用途及び(5)項ロ部分と非特定用途部分との間を代替区画すると非特定用途部分は設置免除となる。

(7) 参 考 事 例

事例1

○省令第13条第1項第1号ハ(ロ)に定める「15cm以下」の規定について
(昭48. 10. 23 消防予第 140号・消防安第42号)

問 省令第13条第1項第1号ハ(ロ)に定めている15cm以下とあるのは、何を規定したものであるか。

答 避難時のつまずきを防止するため、床面と当該開口部部分の下わく(くつづり、敷居等)等の上面までの高さについて規定したものである。

※ 現行法令での条文は、省令第13条第2項第1号ハ(ロ)であり、他にも省令第12条の2、第13条に該当箇所がある。

事例2

○内装仕上げの範囲について
(昭48. 10. 23 消防予第 140号・消防安第42号)

問 (1) 省令第13条第1項第1号イに定める内装仕上げの範囲について壁及び天井の内装によって規制の態様が変わるが、建基政令第129条第1項では、建物の用途により床面から1.2m以下の部分は免除されている。従って、一般的に建築物の内装としてはこの部分は規制外という考え方で施工されるものと思われるが、この場合もみだしの規定からは不可ということになるか……床面まで内装を規定どおりにやっていなければ不可ということか。

(2) 同上規定中「……の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては」とあるが、階段は廊下の延長とみなしその他の通路としてみるのが至当ではないか。主たる避難経路となり反面延焼経路ともなる部分である。また根拠となる政令第12条第1項第2号及び第5号が床面積の合計で規制していることから階段部分の内装規制(建基政令では当然規制を受ける)は考慮しなければならないものと思われるが。

答 (1) 床面から1.2m以下の部分についても内装が不燃材料、準不燃材料または難燃材料で仕上げられていなければならない。なお、設問の内装仕上げの範囲には階段は含まれないので念のため。

(2) 階段は廊下その他の通路に含まれない。

※ 現行法令での条文は省令第13条第2項第1号イ。

事例3

○「廊下」と接続して一体となっているエレベーターホールの取扱いについて
(昭48. 10. 23 消防予第 140号・消防安第42号)

問 省令第13条第1項第2号の「廊下」には、廊下と接続して一体となっているエレベーターホールも含まれるか。

答 お見込みのとおり。

※ 現行法令での条文は省令第13条第2項第2号。

3 省令第30条の2 区画

省令第30条の2区画とは、政令第28条の2第1項第2号により連結散水設備の散水ヘッドを設けない部分となる省令第30条の2による区画をいう。

なお、省令第30条の2の規定については、当該区画以外の「散水ヘッドを設けない部分」についても規定されている。

(1) 共通事項（区画の構造等）

ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。

イ 区画する壁及び床の構造は、建基政令第107条第1号に定める耐火性能を有すること。（乾式壁を使用する場合にあっては「5 区画に乾式壁を使用する場合の取扱い」による。）

ウ 区画する壁及び床を貫通するダクト等には、区画貫通部にFDを設けること。

ただし、区画を貫通する火気設備の排気筒については、(2)の区画は第7-2表のA欄、(3)の区画は第7-2表のB欄の施工方法によるラッキング処理を施すこと。

エ 区画する壁及び床を貫通する給水管、配電管その他の管の構造等は、「6 省令第13条区画等を貫通する配管及び貫通部の取扱い」によること。

(2) 省令第30条の2第1項第1号による区画（第7-17図参照）

ア 区画する部分の床面積が50㎡以下であること。

イ 区画する壁及び床の開口部には、自動閉鎖（常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式をいう。（3）において同じ。）の防火戸を設けること。

(3) 省令第30条の2第1項第3号による区画（第7-18図参照）

ア 区画する部分は次の用途に供されるものであること。（第7-6表参照）

(7) エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室

(4) 通信機器室、電子計算室その他これらに類する室

(9) 省令第13条第3項第7号に定める部分

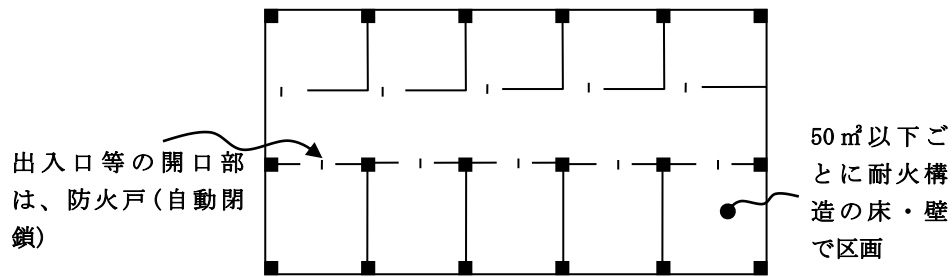
イ 区画する壁及び床の開口部には、自動閉鎖の特定防火戸を設けること。

※当該区画の用途がアに該当するものであっても、区画する部分の床面積が50㎡以下となる場合は、(2)の区画によることができる。

第7-6表

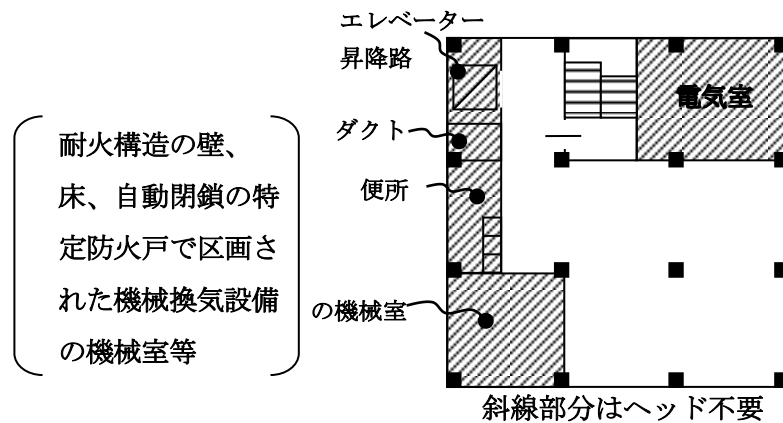
区 分		「その他これらに類する室」の用途例
(7)	エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室	ポンプ室、冷凍機室、冷凍・冷蔵室、受水槽室、ボイラー室
(4)	通信機器室、電子計算室その他これらに類する室	電話交換室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室
(9)	省令第13条第3項第7号に定める部分（手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室）	第Ⅱ巻 第4章. 第3. 2. (4). ク参照

<(2) 省令第30条の2第1項第1号による区画>



第7-17図

<(3) 省令第30条の2第1項第3号による区画>



第7-18図

4 条例第43条第1項第2号区画

(1) 区画等の扱い

条例第43条第1項第2号の規定は、政令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のものには屋内消火栓設備を設けなければならないものであるが、主要構造部が耐火構造のもので、5階以上の階の床面積の規模、区画等が次の事項に適合する場合は除かれる。

ア 5階以上の階の床面積が100㎡以下のもの

イ 内装の仕上げを難燃材料としたもので、5階以上の階の床面積が200㎡以下のもの

ウ 5階以上の階の床面積が100㎡以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているもの

エ 内装の仕上げを難燃材料としたもので、5階以上の階の床面積が200㎡以内ごとに耐火構造の壁若しくは床又は防火戸で区画されているもの

(2) 区画の構造等

ア 区画する壁及び床の構造は、建基政令第107条第1号に定める耐火性能を有すること。（乾式壁を使用する場合にあっては「5 区画に乾式壁を使用する場合の取扱い」による。）

イ 区画する壁及び床の開口部には常時閉鎖式又は煙感知器等と連動して閉鎖する防火戸を設置すること。なお、全面を防火シャッターにより形成する区画は認められない。

ウ 区画する壁及び床を貫通するダクト等には、区画貫通部にFDを設けること。

ただし、区画する壁及び床を貫通する火気設備の排気筒には、第7-2表のA欄の施工方法によるラッキング処理を施すこと。

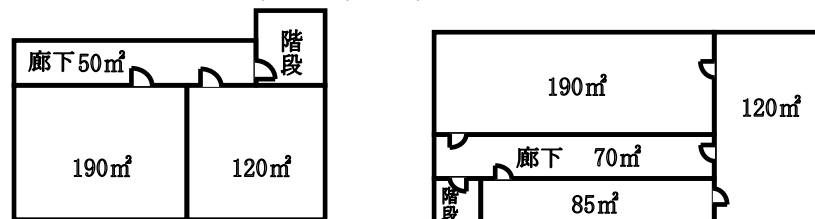
エ 区画する壁及び床を貫通する給水管、配電管その他の管の構造等は、「6 省令第13条区画等を貫通する配管及び貫通部の取扱い」によること。

(3) 区画の設定

避難経路となる部分（廊下、階段等）を独立して区画し、区画以外の部分の床面積が100（200）㎡を超える場合には、さらにその部分を区画すること。（第7-19図参照）

なお、火災危険が低い部分（便所等）については、避難経路となる部分と同一区画とすることができる。

[条例第43条第1項第2号区画图]



※ 上図は、耐火構造で内装制限しているものを示す。

※ 区画の開口部の戸は、常時閉鎖式又は煙感知器等と連動して閉鎖する防火戸

第7-19図

5 区画に乾式壁を使用する場合の取扱い

省令第12条の2区画、省令第13条区画、省令第30条の2区画、条例第43条第1項第2号区画（以下「省令第13条区画等」という。）を構成する区画に乾式壁を用いる場合の要件

- (1) 乾式壁の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。
- (2) 乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。
- (3) 乾式壁の施工の適正な実施について自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。
- (4) 施工管理体制の整備状況については、当該建築物の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規定等により確認すること。
- (5) 乾式壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。
- (6) 配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋める場合は、不燃材料が脱落しない措置をとること。

6 省令第13条区画等を貫通する配管及び貫通部の取扱い

(1) 省令第13条区画等を貫通することができる配管等

建基政令第129条の2の4第1項第7号イ又はロに適合するもの

(2) 貫通部の取扱い

ア 前(1)の配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋めること。

イ 貫通部は建基政令第129条の2の4第1項第7号ハ（防火区画貫通部の遮炎性能時間にあつては1時間に限る。）に適合すること。

7 省令第28条の2区画の取扱い

省令第28条の2区画とは、政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の10階以下の階（地階、無窓階を除く。）において、一定の区画を有するものは誘導灯の設置を要しない部分とする省令第28条の2の規定による区画をいう。

(1) 省令第28条の2第1項第4号及び第2項第3号に定める区画

政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハ（2.(2).ア.(7)の施設に限る。）に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないもので、10階以下の階（地階、無窓階を除く。）における(6)項ロ及びハの用途に供される部分以外の部分の誘導灯が免除される代替区画をいい、次により取り扱うものとする。

ア 区画のポイント及び区画例は、第7-7表及び第7-20図によること。

イ 構造等の取扱い

1.(1)～(3)によること。なお、(1)～(3)中「基準面積が1,000㎡未満」は「3階未満」、「基準面積が1,000㎡以上」は「3階以上」と読み替えること。

(2) 省令第28条の2第1項第4号の2及び第2項第3号の2に定める区画

政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項イ及びロ並びに(6)項ロ及びハ（2.(2).ア.(7)の施設に限る。）に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないもので、(5)項イ並びに(6)項ロ及びハの用途に供される部分が存する階以外の階の誘導灯が免除される代替区画をいい、次により取り扱うものとする。

ア 区画のポイント及び区画例は、第7-7表及び第7-20図によること。

イ 構造等の取扱い

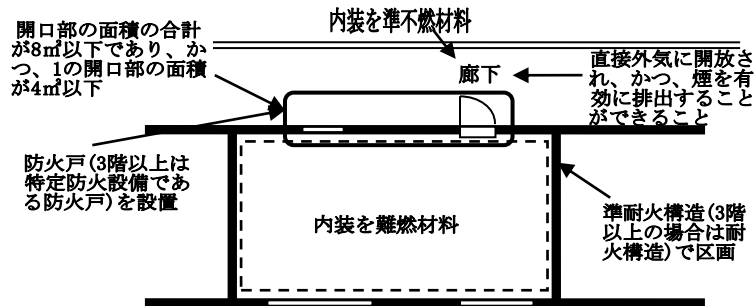
(7) 2.(3).(7)～(㉔)によること。

(㉔) 住戸利用施設（2.(3).(7)のものをいう。）の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該住戸利用施設における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

第7-7表 <区画のポイント> ((6)項口及びハ部分が対象)

構造	居室を、耐火構造の壁及び床で区画			
内装	廊下等	準不燃材料	その他の部分	難燃材料
開口部	面積	1 か所 4㎡以下 合 計 8㎡以下		
	構造	・ 特定防火戸で常時閉鎖式 ・ 特定防火戸で煙感知器連動閉鎖式（居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものは、くぐり戸付き）		
その他	主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該(6)項口及びハ部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。			

<代替区画例図> ((6)項口及びハ部分が対象)



第7-20図

8 複合型居住施設用自動火災報知設備に係る区画の取扱い

「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成22年総務省令第7号）

延べ面積500㎡未満の政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(特定1階段等防火対象物を除く。)のうち、同表(5)項口並びに(6)項口及びハ(2.(1).ア.(7)の施設に限る。)に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないもので、当該(6)項口及びハ並びに令第21条第1項第11号から第14号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について、感知器を設置しないことができる代替区画をいい、次により取り扱うものとする。

ただし、当該(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に掲げる部分に受信機を設けない特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する場合を除く。

(1) 区画のポイント及び区画例は、第7-7表及び第7-20図によること。

(2) 区画の構造等の取扱い

1.(1)～(3)によること。なお、(1)～(3)中「基準面積が1,000㎡未満」は「3階未満」、「基準面積が1,000㎡以上」は「3階以上」と読み替えること。

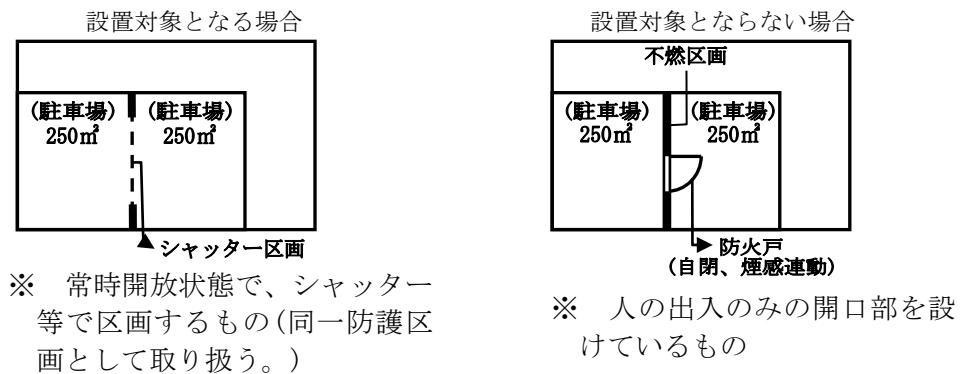
9 その他の区画の取扱い

(1) 水噴霧消火設備等に係る区画(面積区画)の取扱い

政令第13条の規定により、水噴霧消火設備等(水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備をいう。以下同じ。)を設置しなければならない防火対象物で、その面積を設置基準未達の面積となるように不燃材料等で区画し、開口部は自動閉鎖装置付若しくは煙感知器連動の防火戸とした場合(全面を防火シャッターとした場合を除く。)には、設置の対象とはならない。(昭和57年札消予第1143号参照)

〔事例1〕 (第7-21図参照)

1階の駐車場の用に供される部分の取扱い

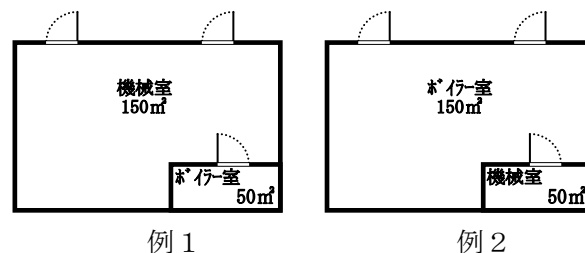


第7-21図

〔事例2〕 (第7-22図参照)

ボイラー室の床面積の取扱い

(昭和58年札消予第842号参照)

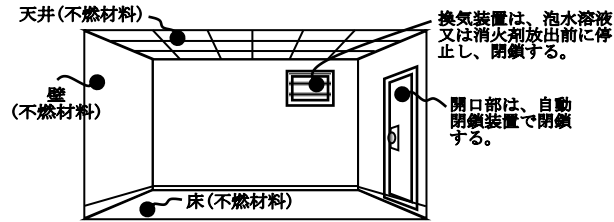


第7-22図

※ 例1のボイラー室、例2の機械室をそれぞれ不燃材料等の壁体等で区画し、開口部に自動閉鎖装置付若しくは煙感知器連動の防火戸を使用した場合は、政令第13条の設置面積には加算されず水噴霧消火設備等の設置を要さない。

(2) 水噴霧消火設備等に係る防護区画の取扱い

防護区画とは、消火剤を放射するための空間をいい、不燃材料で造った壁、柱、床又は天井(天井がない場合にあっては、はり又は屋根)により区画され、かつ開口部には自動閉鎖装置(防火戸又は不燃材料製の戸で、消火剤等が放射される直前に開口部を自動的に閉鎖する装置)が設けられている区画をいう。(第7-23図参照)



第7-23図

(3) 多量の火気を使用する室の区画

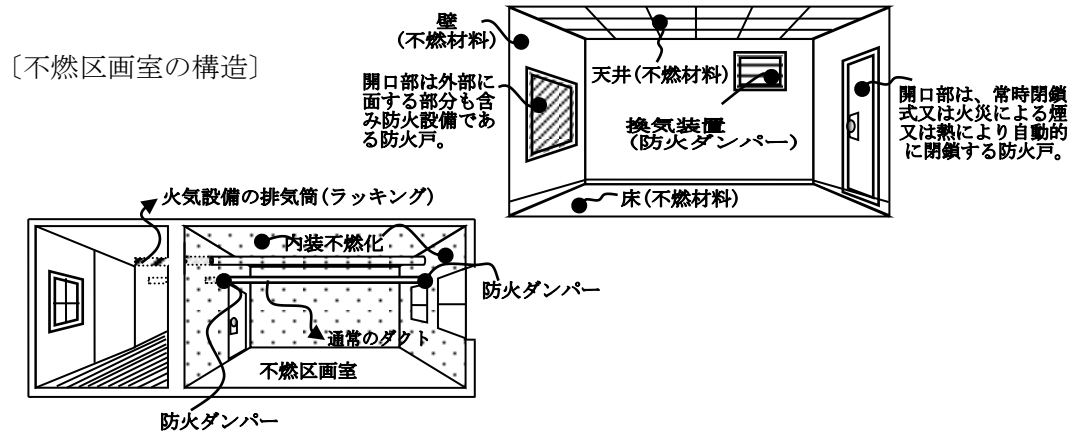
入力350kW以上の設備にあつては、多量の火気を使用し、出火した際の延焼拡大も早いことから、万一火災となった場合における延焼拡大を防止するため、次により不燃材料で区画した室内(以下「不燃区画室」という。)に設けること。

ア 区画を必要とする設備等

- (7) 入力350kW以上の炉、ふろがま、温風暖房機、ボイラー、ストーブ、壁付暖炉、ペチカ、オンドル、乾燥設備、サウナ設備、給湯湯沸設備(以下「炉等」という。)
- (4) 同一厨房室内の入力の合計が350kW以上の厨房設備
- (9) 厨房設備以外の設備についても、同一場所に2以上の設備を相互の距離5m以内(屋外においては3m以内)に近接して設置する場合の入力の合計が350kW以上の設備★

イ 区画の構造

- (7) 不燃材料(仕上げを含む。)で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根)で区画をすること。
- (4) 窓及び出入口等の開口部には、防火戸(出入口に設ける防火戸は、常時閉鎖状態を保持して直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの又は火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。)を設けること。(第7-24図参照)
 - a 「常時閉鎖状態を保持して直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する防火戸」とは、建基政令第112条第19項に規定する常時閉鎖式防火戸をいう。
 - b 「火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸」とは、建基政令第112条第19項に規定する煙感知器等、熱感知器等又は温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造のものをいう。
 - c 火を使用する設備に附属する煙突や排気筒以外のダクトが不燃区画室を貫通する場合においては、火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造のダンパー(平12告第1372号(昭48年告第2565号)に規定するダンパーをいう。)を設けること。
 - d 火を使用する設備に附属する煙突や排気筒が不燃区画室を貫通する場合においては、種類・材質に応じて区画貫通後の排気筒にラッキング処理を施すこと。
(第7-2表のA欄の施工方法を参照)



第7-24図

ウ 区画を要さない措置

屋内においては、炉等及び厨房設備の周囲に5m以上、上方に10m以上の空間を有する場合、屋外においては、炉等及び厨房設備の周囲に3m以上、上方5m以上の空間を有する場合、又は、屋外において不燃材料の外壁(窓及び出入口等の開口部には防火戸を設けたもの。)に面する場合は、区画を要さない。

エ 入力の変換について

入力とは、その設備の最大燃焼時の燃料消費量を熱量に変換したもので、消費熱量、入力、インプット、燃焼熱量等に表示されている。

熱量の変換は第7-8表により算出する。

第7－8表

燃料種別		発熱量 kJ/kg	kJ/Nm ³
液体燃料	灯 油	46,050～46,880	
	軽 油	43,950～46,050	
	重 油	41,860～45,210	
気体燃料	都市ガス(13A)		46,000
	プロパンガス	50,200	101,700
固体燃料	薪	18,800	
	木 炭	33,500	
	石 炭	31,400	

- a 本来、各燃料の発熱量には、個体差があるため、この数値はその燃料の代表例である。
- b 最大消費量を求めることができない焼却炉等については、炉内容積 1 m³当り 232.5kWとして換算する。
- c 単位換算

$$1 \text{ W} = 3,600 \text{ J} (\because 1 \text{ kW} = 3,600 \text{ J} \times 1,000 = 3,600 \text{ kJ})$$

$$1 \text{ J} \div 0.239 \text{ cal} \quad 1 \text{ cal} = 4.18605 \text{ J} (\because 1 \text{ kJ} = 0.239 \text{ cal} \times 1,000 = 0.239 \text{ kcal})$$

$$1 \text{ W} = 3,600 \times 0.239 \text{ cal} \div 860 \text{ cal} (\because 1 \text{ kW} = 860 \text{ cal} \times 1,000 = 860 \text{ kcal})$$